

Title	江戸両伝馬町の道中伝馬役運営
Sub Title	On the Dochu-Temmayaku (道中伝馬役 the corvee of Post-Horse) undertaken by Ryotemmacho District in the City of Edo
Author	松崎, 欣一 (Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1969
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.1 (1969. 8) ,p.31- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19690800-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸両伝馬町の道中伝馬役運営

松崎 欣一

一 はじめに

二 道中伝馬役

三 両伝馬町の道中伝馬役運営

(1) 運営の組織と人足伝馬の調達方法

(2) 財政

(3) 助成制度

四 むすび

一 はじめに

江戸には伝馬町を称する町名が五つある。大伝馬町、南伝馬町、小伝馬町、四谷伝馬町、赤坂伝馬町である。前二者を両伝馬町と称し、小伝馬町を併せる時は三伝馬町と称する。四谷、赤坂の伝馬町は両伝馬町に付属する町として後年開かれたものである。⁽¹⁾

江戸両伝馬町は幕藩社会の統一的権力者たる徳川氏の城下町江戸の一部として、その交通及び通信の機能を果すものと

して成立した。元来城下の町々は領主、武士層の諸種の必要を充足するために開かれたものである。江戸の場合、それは「国役」ないしは「公役」という形で各町によつて負担されていた。⁽²⁾ 両伝馬町はその「国役」の一つとしての「道中伝馬役」、すなわち、中央の伝馬所として江戸府内から、品川・高井戸（後に内藤新宿）・板橋・千住宿など、主として街道筋にかかる人足・伝馬の継立てとそれに伴う先触れとを行い、公用の交通・通信を担当する役割を担つたのである。

本稿はこの「道中伝馬役」をいかにして両伝馬町が負担したかを論証しようとするものである。⁽³⁾ なお主要な典拠史料は、南伝馬町の名主（同時に伝馬役人でもある）を勤めた高野家に伝わる諸記録を十代目の当主高野新右衛門直孝が集記編纂したという「撰要永久録」中の伝馬役関係の記録を収めた「御用留」及び一般の町方関係業務について記した「公用留」である。現在都政史料館に所蔵されているが多くの「東京市史稿」各巻に分載収録されているものである。以下特に註記しない限りはこの史料によるものである。

二 道中伝馬役

江戸幕府の公用の陸上交通は、江戸を中心とした各街道に所領関係を越えて宿駅を設置し、規定の人馬を常備させ、助郷を指定し、それらを勤定奉行と大目付から各一人ずつが兼任する道中奉行に管掌させるという宿駅・伝馬の制度によつて確保されていた。その中であつて江戸両伝馬町の果した道中伝馬役とは如何なる内容のものであつたらうか。

原則的というならばそれは江戸府内での公用交通の役割を担つた小伝馬町の江戸廻り伝馬役に対して、先きにも述べたように主として道中筋にかかる人馬の継立てとそれに伴う先触れとを行うものであつた。この意味で両伝馬町の果した職務、機能は一般の宿駅と同様のものであつたが、また次のような特殊な点もあつた。

まず第一に両伝馬町についての支配系統が伝馬役についても直接には江戸一般の町方のそれと同様な町奉行―町年寄―

町名主の關係にあること、すなわち町名主が伝馬役人を兼担したことである。文化十二年の書上の中に、

一延享四卯年四月九日千住宿焼夫二付、宿繼御状箱草加宿江繼越可申旨、道中御奉行神谷志摩守様を被仰付、新規之儀故、御月番馬場讚岐守様江御訴訟申上候得ハ、同月十三日御評定所御列座ニおゐて御評義被遊候処、道中御奉行様を役筋之儀ハ御支配之様被思召候儀ハ御間違ニ而私共儀ハ問屋ニ而ハ無之御伝馬役之者ニ候旨、御評儀相極り候間、御伝馬役と申御役筋之儀も町御奉行御支配ニ弥相極り候間、其趣御番所江も被御留置候間、私共方江茂委細留置可申旨被仰渡候（傍点松崎）

とあるように、伝馬役一般についての主管である道中奉行の指示も原則的には町奉行を通じて行われるべきものであつたのである。

第二に江戸時代の伝馬には周知の如く、①將軍の伝馬朱印及び老中等の発行する証文による無賃の御朱印御証文伝馬、②公定賃錢による賃伝馬、③相對賃錢による駄賃馬の三種類があつたが、道中伝馬役として両伝馬町の負担したものは①及び同様の証明によつて許可された②のみであつたことである。諸大名が帰国の為に江戸を出立する時に人馬を差出すこともしなかつたし、また宿駅の間屋のように口錢を取つて商品輸送を行うこと、あるいは一般の駄賃輸送にも直接にはかわりを持たなかつたことである。

第三に人足についてはやはり御朱印御証文によるもののみで賃人足も請負わなかつたことである。人馬の御用繁多なる故をもつて賃人足を免除されたのは明暦元年九月であつたが、宝暦七年十二月琉球人の江戸出立に際して次のような事が起つている。

十二月廿四日卯刻

一大伝馬町名主勘解由南伝馬町名主新右衛門善右衛門并町人共申上候、当十八日琉球人出立ニ付、御朱印人足九百人但シ増共二千五百人、御朱印伝馬式百疋但シ増共二式百八拾疋相立候処ニ右増シ人足之内百五十人分之賃錢払可申旨、薩摩守様御家来宰領河西仁右衛門と申仁被申候間、南伝馬町之義賃人足之儀相動不申候ニ付、何方様も増人足之賃錢ハ御取不申候間申請間敷旨、月行事共断申候

江戸両伝馬町の道中伝馬役運管

(三三)

三三

得共、上方より候節も道中増人足賃銀御定之積を以払来り候間是悲とも二御取可申旨達而被申候ニ付、百五十人分之賃金五兩三分、錢三百七十九文大伝馬町月行事八郎兵衛、南伝馬町月行事十三郎兩人請取参候、重而ケ様ニ少分之賃銀御出シ候而賃人足可出候様例ニも罷成候得者迷惑仕候、如何可仕旨為御窺御届申上候旨、能登守様御番所へ申上候得ハ、御前へ被召出御聞届之上重而之例ニも成間敷様ニ被思召候間、言上御帳ニ付置可申旨被仰付候、則御帳ニ付遠江守様御番所へ参申上候へハ御書上ニ而御聞届被遊三御帳ニ付申候⁴⁾

すなわち、初めに指定された朱印人足九百人以外に提供した百五十人分の賃銀を受取り、形の上では結局賃人足を勤めたのであるけれども、「重而ケ様ニ少分之賃銀御出シ候而賃人足可出候様例ニも罷成候得者迷惑仕候」として以後これが例とならないことを確認している。指定外の人足を提供して少分の負担が増加することになつても賃人足免除の先例を失いたくなかつたのである。両伝馬町の負担が全体として相当に大きかつたこと、そして伝馬町に請負わせなくとも江戸には他に人足を調達する機会の多かつたことが考えられるのである。

第四には諸街道への出発点として両伝馬町は千住、品川等への継立てのみをして、それらの宿から両伝馬町へ継送りをすることもなかつたし、また例えば東海道から千住へ入る時などにも中継点として人馬の継替えをするようなこともなかつたことである。従つてまた本陣等の休泊施設もなかつたのである。

第五には伝馬調達の方法として一般の宿駅のように助郷が指定されることがなかつたが、その代りに鞍判制度⁵⁾ともいふべき特殊な制度のあつたことである。これは主として江戸近在の馬持に対して、三伝馬町へ御定賃銀によつて一定の助役を勤めさせ、その代償として荷鞍に伝馬町の許可印(鞍判)を押し江戸府内あるいは府内からの附出しの駄賃稼を認めるというものである。逆にいえば伝馬町への助役を勤めなければそうした駄賃稼は認められないのである。これは伝馬町の役馬を増加させるとともに近在馬などの江戸府内での駄賃稼を規制して伝馬町に対して役勤めをする馬持の保護を意図したものであつた。

第1表 両伝馬町による人足・伝馬提供の具体例

	A	B	C		A	B	C
御上洛日光御社参之節	○	○	○	駿州清水御番衆様			○
諸国江宿継ニ被為遣ハ御状箱并御荷物御用		○		同久能御番衆様			○
御茶壺宇治江御登之節	○	○	○	同所徳恩院	○	○	○
諸国江御樽肴被遣ハ節	○	○	○	京都大仏智積院			○
諸国江御上使様	○	○	○	同 養源院			○
御国廻り御順見并御検使様	○	○	○	同 本願寺			○
諸国御城御請取御引渡御用之節	○	○	○	加茂ハ葵献上之社人衆			○
禁中様御所様御役人衆様御用之節	○	○	○	八幡豊蔵坊			○
禁中様江御馬為遣ハ節	○	○	○	新善法寺田中門跡様			○
御公家衆様御発駕之節	○	○	○	伊勢慶光院			○
日光御門跡様并東叡山御寺中御出家衆	○	○	○	御移シ方			○
日光御目付衆様	○	○	○	中野御国御用			○
日光御普請并諸国之寺社御造営之節	○	○	○	諸国江御高札被為遣ハ節	○	○	○
日光御法事之節山内之御出家衆	○	○	○	御医師衆様方御用	○	○	○
日光御宮道具被遣ハ節	○	○	○	奥州筋府中御馬御用	○	○	○
日光御番八王寺千人衆同御当地火之番	○		○	小金井并佐倉野馬御用	○	○	○
御高家衆様	○	○	○	御勘定衆様			○
京都御門跡様方	○	○	○	諸国御代官様			○
京都智恩院	○	○	○	相州筋御湯御用	○	○	○
二条大阪駿府御加番衆様			○	三州滝山并東叡山青竜院	○	○	○
大阪駿府御加番象様			○	同 松平郷高月院様	○	○	○
京大坂奈良伏見堺長崎駿府町御奉行様			○	銀座御金荷物御用之節	○	○	○
伊勢山田御奉行様			○	遊行上人御発足之節	○	○	○
大坂駿府御目付様方	○	○	○	護持院御用			○
大坂御船御奉行様方同御鉄砲御奉行様			○	金地院御用			○
荒井并本坂御番衆様			○	京都ハ御年頭ニ罷上リハ節町人			○
□□御奉行様			○	流人囚人獄門首宿継被遣ハ節	○	○	○
下田三崎走り水御番衆様			○				

おおよそ以上のような一般宿駅との相違点をもつて道中筋への継立てが行われていたのである。そしてなお具体的には第一表に見るような場合に両伝馬町による人足伝馬の継立てが行われていた。宝永四年の「役付書帳書上」を簡略化して掲げたものであるが、例えば將軍の上洛や日光参拝の時には、無賃の朱印証文人足伝馬と公定賃錢による賃伝馬を提供し、二条、大坂、駿府それぞれの御番衆が江戸を出立する場合には賃伝馬を差出すというものである。將軍の上洛や日光社参に關係するもの、諸国への御状箱（公用書状）の宿継や巡見使の派遣など通常の行政に關係するもの、有力な寺社關係、日光東照宮の造営や参拝に關係するもの、禁中公家關係等に大別することができる。全部で五十五項目が列挙されているが、さらに詳しく見るならば人足、伝馬を差出すのは以上の場合だけではなかつた。「御用之人馬被仰付次第相勤申候」という原則で伝馬勤方の種目は次第に増加する傾向にあつた。安永二年の勤方銘目録によれば、老中・若年寄・側用人・大目付・三奉行等の幕府役人への賃伝馬をはじめとして、全部で百四十四種目が書上げられているし、天保十五年の同様の記録には賃伝馬だけで百十八種目が列挙されているのである。

要するにこのようにして両伝馬町は、將軍、老中、町奉行、勘定奉行、道中奉行等によつて許可された公用書状の通送と公用旅行者及びそれに伴う荷物の輸送のみを無償又は公定賃錢により道中伝馬役として勤めていたのである。

三 両伝馬町の道中伝馬役運営

(1) 運営の組織と人足伝馬の調達方法

前節に明らかにした道中伝馬役の職務は次のような両伝馬町の組織と連繫とによつて運営されていた。

まず第一に特徴的なことは両伝馬町間に業務分担がはつきりと決められていたことである。すなわち毎月の上十五日（出立日が朔日以後のもの）は、御状箱の宿継を含めて御朱印・御証文による人足伝馬を大伝馬町が、賃伝馬を南伝馬町

が担当し（それぞれ御朱印伝馬番、駄賃伝馬番という）。下十五日（出立日が十六日以後のもの）は御朱印・御証文による人足・伝馬を南伝馬町が、賃伝馬を大伝馬町が担当したのである。しかし一時に多数の人足伝馬を要請された場合には負担の不公平が生じたり、円滑な継立てができなくなることがあるので、天和二年には御朱印人馬または賃伝馬が一時に五十人、五十疋以上（翌天和三年には五十人、三十疋以上の場合と改定されている）要求された場合には両町で半分宛を受持つという取りきめが行われている。

さて次にこうした業務分担をした両伝馬町がそれぞれどのような運営を行っていたかについて、「御用向勤方并入用割諸事三町内申合」（元文四年規定、寛政元年、同二年改定）によつて主として南伝馬町の場合を中心にみることにしよう。

南伝馬町は、一、二、三丁目と三町に分れていたが伝馬業務は一般の町方の事務と同様にこの三町が「月番」として一か月ごとに交代して担当していた。その最高責任者はそれぞれの名主役を兼ねる伝馬役人であり、その居宅が同時に毎月の伝馬役所となつていた。そしてこの伝馬役所のもとで、伝馬行事、定使、馬頭、人足頭が実務を担当していたのである。伝馬行事は伝馬役人の代理者として重要な任務を持つているが、これは町内の地主・家持が各々の所有している屋敷地の大小に応じて一小間（間口一間）につき二日宛の割合で勤めたものである。伝馬業務と一般の町方の事務に関しても三町は同時に月番となるので地主・家持は一方でまた一小間につき二日宛の町行事役を勤めている。従つて同一人に伝馬行事と町行事両役の重なる場合が生じて来るが、その時は伝馬行事を主として、町行事役は先へ送り後から勤めることになつている。また伝馬行事を勤めている内に月番が明けたならば、残りの日数は再度の月番の時に廻すこと、名主に支障があつて次の月番名主が代る時でも伝馬行事役は町行事と共にそのままその町限りで勤めること、業務が重なつて行事を増員する場合もその町限りで処理することというような原則もあつて一般に伝馬役勤めが重視されていたことを窺い得る。こうして決定された伝馬行事は袴を着用して順次伝馬役所に詰めて伝馬業務を取りしきるのである。

定使（常使）は実務を取扱う専従者であつて一か月に金一兩一分の給金で二人が常雇されている。

馬頭は伝馬請負業者であつて三人（寛文元年八月の証文には五人の連名がある。）が同じく伝馬役所に詰めて伝馬調達の責任を持つ。七月と十二月に一人につき金三兩宛を給与されている。

人足請負の任にあたる人足頭は十人で、南伝馬町が駄賃伝馬番となる上十五日は二人、御朱印伝馬番となる下十五日は十人全員が伝馬役所に詰める。

こうして御朱印・御証文を受けた公用旅行者、ないし書状・荷物発送者から伝馬役所に人足・伝馬の要請があると、伝馬行事と定使は人馬の割合を決定し、馬頭・人足頭を指揮して人馬差立ての準備を整えるのである。

次に人足・伝馬の調達方法について見てみよう。まず問題としなければならないのは、伝馬町自身が確保すべき人足・伝馬である。一般の宿駅には例えば東海道の百人・百疋、中山道の五十人・五十疋というように地子免除をうけた屋敷地の大小に応じて各宿に備えるべき人馬の定数があつたが、江戸伝馬町の場合にもこのような規定があつたかについてはあまり明確ではない。「百人百疋と申御定無之返答」という記録も「撰要永久録」の中にあるが、しかしこれはその文意からすると東海道の宿駅が百人・百疋を使い切つたら助郷馬を使えるのに対して、江戸両伝馬町は自身の責任によつて要請次第にいくらでも人足・伝馬を提供しなければならず百人・百疋という限度はないということであつて備えるべき人足・伝馬数の規定は意味していない。しかしまた先にもあげた「御用向勤方并入用割諸事三町内申合」の中には次の一項がありやはり原則的には各町内に基本的に備えるべき人足・伝馬数の規定があつたと考えてよいようである。

一 御朱印人足請負金之義、古来々五間口老人役と相定老ケ年分金老両三分宛、人足頭共連印を以銘々直受取ニ致、右金子を以人足相勤
来候処、不取締ニ付三町内金高之儀ハ是迄之通ニ而以来三町年寄押切を以、伝馬行事印形ニ而老ケ年ニ四度ニ集之、帳箱江入金致、
月々前金ニ人足頭共江相渡候筈、此度相改候ニ付、三町人足役金左之通相集可申候事

寛政元酉年二月廿三日改之

- 一 三間口金三分式朱
- 一 四間口金壹兩壹分式朱
- 一 四間半金壹兩三分
- 一 五間口金壹兩三分
- 一 拾間口金三兩二分
- 惣ノ金百拾八兩壹分式朱ト六匁

内

金百拾三兩三分 人足頭請負金壹ケ年渡シ高、但本役請負四人壹ケ年金拾六兩壹分ツ、半役請負六人壹ケ年金八兩式朱宛

金三分二朱 式町目西側北角ノ三軒目表間口四間口名主新右衛門殿地面之内安永六酉年九月被売渡候後、諸役金銀ニ付、人足定式受
負金相増候而も不益ニ付右半人役出銀帳箱江受取入候事

金三兩式分 壹町目東側北角表間口拾間口、元名主主計殿地面、安永八亥年十二月被売渡候後、諸役金出銀ニ付右同断之格ニ而帳箱
江受取入候事

右二口前々々帳箱江入来候事

引残金壹分六匁

此度仕法相改、受負金壹人前金拾六兩壹分ニ相極候ニ付、割残端銀帳箱江入候事

一 古来ノ町内地面御伝馬役五間口壹人役、七間半口壹人半役、拾間口式人役之定ニ而人足役金割合差出其余之小間ト持添集、小間ニ六匁宛之割合ニ而差出来候事

一 三町目新道七郎兵衛伝馬金壹兩ト壹匁三分

一 同町忠次郎勘三郎伝馬金壹分宛

すなわち人足・伝馬役について間口五間を一人役と定めるといふ。一人役の意義が明確でないが地主・家持がその屋敷地の間口五間につき人足・伝馬を一人・一足ずつ保持することであると解釈してよいと思われる。南伝馬町三町の間数は

江戸両伝馬町の道中伝馬役運営

三七〇間であるから機械的に算出しておおよそ七十人・七十疋前後の人足・伝馬が元来は町内の地主・家持により確保されるべきものであつたと思われるのである。実際には第四表に見るように各地主・家持の所持する屋敷地の間数は様々であつて負担の割合については種々の操作が行われていたであらう。しかしこの形態は早くに失われ、地主・家持自身はそれに見合つた代金すなわち間口五間につき金壹兩三分、総額百拾兩余を負担することによつて実際には特定の者を人足頭・馬頭(その配下に馬持が存在すると考えられる)として仕立てそれに請負いをさせるようになったと思われるのである。

ところで元禄十三年の「兩伝馬町馬数并脇馬高書上」に

兩伝馬町馬数之覚

一役馬八拾疋 大伝馬町

内町内有り馬三拾五疋

一役馬六拾三疋 南伝馬町

内町内有り馬四拾疋

二口合役馬百四拾三疋

とある「役馬」とは馬持が地主・家持の代りに持立てるべきものをさすと思われ、南伝馬町役馬六十三疋は前記の七十疋という数値に極めて近似する。そしてこれらの役馬は享保十八年四月の兩伝馬町の書上に

一兩伝馬町々町内馬持共江飼料心付仕候義、町内馬高兩伝馬町にて七拾疋御座候、壹疋ニ付日ニ大豆壹升糖三升宛相渡し申候、一日之分大豆七斗糖式石壹斗宛、日々ニ相渡申候、此代凡金三分ト八匁三分宛御座候、尤二月十日を相渡申候得共、日数百日程可相渡旨、馬持共江申渡置候間、今以相渡申候ニ付金高ハ相知レ不申候

とあるように、町内の負担によつて馬持へ支給される飼料心付により維持されるのである。しかしながら伝馬役負担の過重と交通事情の変化を主要因として伝馬を保持することは容易ではなかつた。例えば享保六年に次の事例を見ることができらる。

乍恐以書付申上候

一南伝馬町三丁目藤兵衛地借馬持吉郎兵衛と申者、十一月廿日妻を召連家出仕候ニ付、小屋諸道具改メ帳面差上ケ申候内、馬四疋直段付取差上候様ニ被仰付候所ニ伝馬町馬持共、右之馬被下置候様ニ先月廿八日御訴訟申上候ニ付、私共存寄申上候様ニ被仰付候間書付差上申候

一私共町内馬持共之儀、人前ニ四五疋程宛所持仕罷在候、先年々右馬持共江町内方為御用前金を借シ馬為持差置御用為相勤申候義ニ仰付候、然所ニ馬持共年々減少仕、只今八九人ニ罷成候而急御用之節者手支ニ茂罷成候位ニ御座候処ニ、右吉郎兵衛跡相つぶし申候而ハ弥々馬数も減少仕候、殊更前金も町内方借置候義ニ御座候得者、右馬之義ハ町江被下置候様ニ奉願候、相応之者見立馬持ニ仕立御用為相勤申度奉存候、左候得ハ馬数茂減不申前金者馬持共連判ニ而借申候故、馬持共弁金も無御座候、町人共馬持共難有奉存候、勿論小屋諸道具之義ハ入札直段落札之通ニ而馬持ニ仕候者ニ為買取具置申度奉存候、此段一同仕候ニ付右之通被仰付被下置候様奉願上候、以上

享保六年丑十二月三日

南 伝 馬 町

名主 主 計

同 新右衛門

御奉行所様

失踪した馬持吉郎兵衛の後始末について南伝馬町より奉行所への訴願である。すなわち町内からの前貸金によつて馬持一人につき四〇五疋の馬を所持させて伝馬御用を勤めて来たが馬持の数は年々減少して現在では九人になつてしまい、急御用を命ぜられた場合に差立てるべき馬に不便を来すことがある。この上また吉郎兵衛の跡を潰しては益々困るので、適当な後継者を仕立てたい。については四疋の馬は元来町内からの前貸金により保持されて来ているものだから無償で町内へお

江戸両伝馬町の道中伝馬役運営

(四一)

四一

渡し願いたい。馬小屋諸道具は後継の馬持に買取らせるといふものである。失踪の原因は詳らかでないがおそらくは伝馬維持の困難にあると思われる。

ところで伝馬役人への請証文などの史料にみる馬持人数を見ると、寛文元年には馬頭五人、馬持二十四人、延宝七年には馬頭三人、馬持二十人、貞享三年には馬持十二人、宝永五年馬持十人、文化九年馬持四人となつてゐる。また町内保有の馬数も先きに見たように元禄十三年には両伝馬町役馬百四十三疋の内七十五疋であり、享保十八年には両伝馬町合せて七十疋と減少している。馬持及び伝馬町内保有の馬数が次第に減少する傾向がみられ基本的な役馬の確保が伝馬町内のみでは行われ難くなつて來てゐることを知ることができる。

いずれにせよこのようにして質的变化はあれ、伝馬町自身の負担により一定数の人足・伝馬が維持されていたのであるが人馬継立ての實際にあつては一時に数百人、数百疋の人馬を必要とする場合もありこれだけの準備量では全く不十分であつた。むしろこれらの町馬は南伝馬町三町の申合に

一 脇馬、赤坂馬、遣イ切不申候内、町馬一切遣申間敷候、無扨急御用有之候ハ、町馬相当ニテ可申事

とあるように急用を命ぜられた時の用意にあてられるものとなつていたのである。従つて享保十一年の書上に示された次の一項に見るように伝馬充足のために、赤坂・四ツ谷伝馬町よりの助馬及び鞍判制度による近在馬を中心とする助馬(脇馬)、あるいは駄賃稼馬の雇出しなどの方法がとられたのである。これらの方法のために要する費用はまた別に伝馬町内の地主・家持の負担となつていたことは言うまでもない。

一 両伝馬町江大人馬相当り候節人馬共ニ平生前金相渡シ両伝馬町ニ抱置候者勿論四ツ谷赤坂脇馬等申付、其余者人馬共ニ両伝馬町江御定賃錢之外相對ニ而増錢相渡近在之人馬雇出シ相勤申候并急御用伝馬被仰付候節両伝馬町抱馬かせきに罷出間ニ合不申候義も御座候、左様之節者四ツ谷赤坂脇馬江申遣候間も無御座候ニ付、日本橋中橋京橋柳原辺江在々所々々かせきニ罷出居申候出馬并御発駕之

御方様御屋鋪御近所向寄ニ而御定之駄賃錢之外増錢相對雇候而急御用相動來候

多数の人馬が要請された場合には町内抱置の馬は勿論のこと四ツ谷、赤坂の助馬、脇馬を使用し、なお不足の場合には近在の人馬の雇出しをする。また緊急の伝馬要請があつた場合に抱置の馬が駄賃稼ぎに出ていて間に合わない時もある。そうした時には、日本橋、中橋、京橋、柳原などへ近在より稼ぎに出ている馬、あるいは武家の江戸出立に依じて屋敷の周辺に集つている馬を御定賃錢に増錢をして雇出しをするというのである。

また同じ書上に記された次の一項は伝馬の準備のされ方を別の側面から示して興味深い。

一 両伝馬町ニ而相勤申候御朱印御証文人馬、駄賃伝馬共先年御定之員数無御座相動來申候、然共御發駕之前日早朝馬数被仰付候得者、
兩伝馬町々馬百疋程迄者差出シ可申候、前日晚方ニ至り被仰付候得者、馬五拾疋程迄差出シ可申候、或者格別之大御用之節御發駕日限々十日廿日程前ニ茂被仰付候得者、凡五百疋程差出シ可申と奉存罷在候、尤兩伝馬町遣口之馬数凡八百疋程茂御座候得共、其内病馬或者馬持共自分之かせきニ而諸国江通シ馬稼ニ罷越申候茂御座候、其上右五百疋之馬差出シ申候上跡御用之為残シ置申も御座候ニ付、彼是三百疋程者残シ置可申奉存候、勿論此外江戸近辺馬持茂可有御座候得共兩伝馬町遣口之外者員数相知レ不申候、

下ケ札、但五百疋余之大御用被仰付候節ハ御定駄賃錢之外増錢差出し近在之馬雇出シ相勤申候積ニ御座候

一 急御用ニ而御朱印并駄賃伝馬被仰付候節、兩伝馬町々馬式拾疋程迄者則時ニ差出出シ可申候、此余者即時ニ者難差出御座候

すなわち兩伝馬町に直接関係のある馬数（町馬、四ツ谷・赤坂馬、鞍判馬）は八百疋程ある。その内から病馬、自分の稼ぎに諸国へ通し馬稼ぎに出ているものを含めて三百疋を予備として残し五百疋程までは十日ないし廿日の準備期間で差出すことができる。一度に五百疋を越える大御用の場合には御定賃錢に増錢をして近在馬を雇出す。また江戸出立前日の朝までに連絡があれば百疋、同じく晩方までならば五十疋までは差立てることができる。そして急用のために速刻差出すことのできるのは町内抱置の馬を使用して二十疋までであるというのである。

もう一つ別の例を見てみよう。元禄十三年の兩伝馬町の伝馬勤高は延一万一千九百五十疋であつた。これに対して同年

の「両伝馬町馬数并脇馬高書上」によると両伝馬町役馬百四十三疋、四ツ谷伝馬町役馬一千三百五十六疋、赤坂伝馬町役馬一千四百十六疋、鞍判馬七百疋である。鞍判馬は両伝馬町に対して一疋につき年間二度の役勤めをする規定であるからこれは延二千四百疋分に相当する。赤坂四ツ谷伝馬町の分はこれが年間延数である。両伝馬町役馬は抱置きのものであるから実際にはかなり多くの役勤めをしていたと思われるが、その使われ方は不明である。すなわち元禄十三年には四千七百七十二疋分を鞍判馬と赤坂・四ツ谷馬により、七千七百八十二疋分を町内馬と駄賃稼馬の雇出しによつてまかなつていたわけである。

人足の確保についてはさして問題が生じなかつたらしく史料的に見るべきものも少く、あまり詳細に知ることができない。ただ元禄元年に町奉行の依頼による伊勢への通人足を日用頭が請負つている事実とか、文化九年に南伝馬町の御伝馬人足頭として南塗師町久蔵店栄治郎、南伝馬町三丁目幸助店八十七、南伝馬町二丁目嘉右衛門店善五郎、同町喜兵衛店与市、同町平左衛門店金八、南鞆町甚助店伝助方忠五郎、豊町吉右衛門店惣五郎、南伝馬町二丁目嘉右衛門店伊助、松川町一丁目五兵衛店長吉という名前の見えることなどから伝馬町の人足請負人たる人足頭を中心あるいは日用座⁽⁶⁾ないしは通日雇人足⁽⁷⁾の仲間などとも関係を持ちながら人足が準備されていたことを推測するのみである。

(2) 財 政

両伝馬町が道中伝馬役として諸種の公用のために提供した人足・伝馬数は小規模の場合、一時に数人・数疋というものから、一時に数百人・数百疋という大規模のものまで様々であつた⁽⁸⁾。これらを負担するために両伝馬町が伝馬役人用として出費する費用は、連年の数値を見ることのできる天保年間の例によると一年間に約二千両に近い。第二表はそれを示している。こうした伝馬役運営の財政面について以下断片的に残されている史料によつて大よそのところを窺うことにした

第2表 三伝馬町伝馬役運営費

	両伝馬町分	小伝馬町分	計
天保元	※ 835兩程	613兩程	
2	※ 798	591	
3	1762	691	2453兩程
4	1712	597	2309
5	1663	704	2367
6	1680	648	2328
7	1584	589	2173
8	1974	769	2743
9	2139	929	3068
10	1798	829	2627
11	1833	745	2578
12	2038	772	2810
13	2160	689	2849

※ 天保元年・2年 大伝馬町分を除く

五厘で雇上げている。さらに御用之革籠、紙、蠟燭、渋紙、蕙、桃灯、桐油その他の運営諸経費（諸入用）として金二百八十五兩一分を加わえて総額金千七百九十八兩一分、銀五厘がこの年の伝馬入用としての出費である。運営諸経費については別に元禄十年の例を見ることができ、両伝馬町合せて二百八十六兩の御伝馬御用名主方入用のうち、八十六兩が手代給金、九十兩が諸事入用、百十兩が御伝馬御用場入用となつてゐる。時期がかなり違つてゐるが寛保三年の諸入用もこのようなかたちの中に含まれるものと思われ。これらに対して同年の収入ともいふべきものは次の通りである。すなわち毎年給与される継飛脚給米十二石三斗六升の代金十二兩二分、銀十四匁八分七厘、伝馬助成として与えられた拝借屋敷地代金八十三兩一分、銀六匁九厘、四ツ谷伝馬町及び塩町よりの助伝馬金百四十九兩一分、銀九匁、同じく赤坂田町四丁目、五

江戸両伝馬町の道中伝馬役運営

(四五)

四五

い。
第三表は両伝馬町の伝馬役運営に要した諸経費の收支について寛保三年、延享元年、同二年前半期の例をまとめたものである。寛保三年に両伝馬町の継立てた馬の数は八千二百六十五疋でこの内千四百五疋は赤坂伝馬町八町（表伝馬町一、二丁目、裏伝馬町一、二、三丁目、田町一、二、三丁目）よりの助馬、千二百一疋は鞍判馬（脇馬）。残る五千八百三十七疋は一疋につき銀九匁九分ずつで雇上げ総計金九百六十三兩、銀六匁三分で調達したものである。また継飛脚、御用荷物の運搬、先触れなどに使用した人足一万一千二百二十五人については一人につき銀二匁九分三厘五毛、総額金百四十九兩三分、銀八匁七分

第3表 両伝馬町伝馬役運営費

(第3-1表)

寛保3年		金	銀
支 出	馬8265疋 赤坂馬1405疋, 脇馬1211疋 残り馬5837疋	963両	6匁3分
	人足 11225人 諸入用	549両3分 285両1分	8匁7分5厘
計		1798両1分	5厘
収 入	拝借屋敷地代	83両1分	6匁9厘
	四谷伝馬町・塩町助伝馬金	149両1分	9匁
	赤坂田町4,5丁目・山屋敷助伝馬金	37両	
	12石3斗6升給米代	12両2分	14匁8分7厘
両伝馬町負担		1507両3分	8匁9分

(第3-2表)

延享元年		金	銀
支 出	馬8092疋 赤坂馬1398疋, 脇馬 985疋 残り馬5709疋	941両3分	14匁1分
	人足 14089人 諸入用	689両1分 301両2分	1匁2分1厘5毛 3匁1分
計		1932両2分	13匁3分2厘5毛
収 入	拝借屋敷地代	68両1分	5匁2分
	四谷伝馬町・塩町助伝馬金	149両1分	9匁
	赤坂田町4,5丁目・山屋敷助伝馬金	37両	
	12石3斗6升給米代	10両1分	3匁
両伝馬町負担		1667両2分	11匁分1厘2毛5

(第3-3表)

延享2年正月～6月		金	銀
支 出	馬3648疋 赤坂馬 643疋, 脇馬 482疋 残り馬2523疋	416両1分	2匁7分
	人足 11229人 諸入用	549両1分	2匁1分1厘5毛 2匁4分
計		1177両	7匁2分1厘5毛
収 入	拝借屋敷地代	40両2分	14匁1分5厘
	四谷伝馬町・塩町助伝馬金	74両2分	12匁
	赤坂田町4,5丁目・山屋敷助伝馬金	18両2分	
	両伝馬町負担	1043両	11匁6厘5毛

丁目、山屋敷より三十七兩を合せて金二百八十兩一分、銀十四匁九分六厘である。賃伝馬勤めによる公定賃銭が収入として計上されていないが享保二年の両伝馬町の覚書には次のように記されている。

覚

御朱印御証文之分巻ケ年

一御伝馬凡千百足程

此賃金式百式十兩程

但右之賃金両伝馬町家持町人共方々馬持方江相渡相對を以雇御用相勤申候

巻ケ年

一駄賃伝馬凡六千七百足程

此賃金千三百四拾兩程

右同断、但先き々々被下候御定之駄賃銭ハ馬持方江請取申候、尤町人方々相渡候賃金之外ニ御座候

すなわち公定賃銭は直接に馬持の収入となるのである。またこの公定賃銭だけでは伝馬を雇上げることができず、不足分は両伝馬町が負担していることを見ることができるともかくこうして、寛保三年の収支の差額金千五百七兩三分と銀八匁九分、すなわち支出総額の約八十五％に及ぶものは結局両伝馬町の実質的負担金となり両町内の各地主・家持に対して間口割で分担されることになるのである。翌享元年には人足数が増加したために出費が増大し収支の差額が千六百六十七兩二分、銀十一匁一分二厘五毛となり両伝馬町の負担は前年に比して百六十兩余も増加している。さらに翌年には前半期ですでに人足数が一万人を越えているのを見れば負担金はさらに増加したはずである。時代がやや遡るが享保十九年より元文五年まで大伝馬町が負担した金額^⑨を見ても、享保十九年に五百十六兩余、同二十年に五百三十三兩、元文元年に九百八十八兩、同二年に八百三十七兩、同三年に八百九十一兩、同四年に九百九十八兩、同五年に九百七十七兩と漸増の傾向

第4表 天保13年地代・店賃・町入用調査

(第4-1表)

	地主・家持	表京間	沽券金	買請年月	天保11年 地代・店賃	※町入用	地主家 持手取	
南 伝 馬 町 一 丁 目	芝口2丁目 次兵衛	10間	1,600両	天保 7. 11	115両	54両	60両	
	勢州住宅 七右衛門	8	1,000	安永 2. 6	65	42	23	
	居付庄三郎 後見善左衛	5	600	寛保 2. 8	}299	}128	}170	
	〃	2半	100	享保11. 8				
	〃	7半	800	安永 8. 10				
	〃	10	800	寛政 9. 6				
		門神田佐久間町4丁目残地 市右衛門	10	1,000	天保13. 5	112	52	59
		本石町3丁目まつ 後見松沢孫八	7	950	延享 5. 3	96	39	56
		新吉原京町1丁目みち 後見長兵衛	7半	1,300	寛政 9. 11	109	39	69
		本町3丁目 市郎兵衛	5	800	文政元. 8	56	27	28
		居付四郎兵衛	7	1,000	天保 4. 3	70	49	20
		勢州住宅 七右衛門	10	2,000	宝暦 2. 2	99	54	44
		本材木町2丁目 九郎右衛門	5	550	寛政10. 11	61	29	32
		元材木町新道 栄蔵	4半	850	天保 7. 2	67	23	44
		勢州住宅 恒次郎	5	500	天明 2. 12	54	26	28
	伊勢町 伯元	5半	900	宝暦10. 9	68	30	38	
	東湊町1丁目 源次郎	7半	2,700	宝暦 6. 10	90	41	48	

※ 町入用一町入用，七分積金，御伝馬入用，家守給分
町入用及び地主・家持手取高は天保5年～11年，1年平均である。

(第4-2表)

	地主・家持	表京間	沽券金	買請年月	天保11年 地代・店賃	※町入用	地主家 持手取	
南 靴 町	若松町さと 後見八蔵	5間	500両	天保10. 12	39両	13両	23両	
	勢州富之助	4	}900	}文化14. 7	}78	}24	}54	
	〃	5						
		三十間堀五丁目 熊五郎	4	300	寛政 8. 10	29	14	14
		銀座請払役 小南惣右衛門 梓永之助	5	700	天保 6.	56	15	41
		銀座後見 太四郎	4半	550	文政 9. 11	53	12	41
		鈴木町 八右衛門	5	500	寛政 2. 12	48	13	35
		南伝馬町1丁目 庄三郎 後見善左衛門	7半	1,560	寛政 2. 9	73	20	53
		新吉原京町1丁目みち 後見長兵衛	5	1,500	寛政10. 10	97	15	82
		〃	3	250	天保13. 2	33	8	24
		長谷川町 長兵衛	7	500	天保10. 9	67	18	49
		御為替御用達 三井元之助	9	1,000	文化 4. 5	98	26	72
		勢州住宅 六兵衛	6	470	天明 3. 3	69	15	53

表御番外科 畑中善良	3	} 450	} 天保元. 12	} 57	} 16	} 40
"	3					
上野北大門町 長右衛門	6	600	天保12. 12	37	17	20
"	4. 3	400	天保12. 12	30	12	18

※ 町入用一町入用，七分積金，家守給分
町入用及び地主・家持手取高は天保5年～11年，1年平均である。

にあるのを見ることができるのである。

実際には伝馬町に対する種々の助成制度の創設とまたその変質により伝馬入用を賄うべき経費の内容は変化する。例えば文化六年から八年までの平均で、一年間の三伝馬町の御伝馬御用人馬諸掛りは金千七百二十両余であつた。この時の三伝馬町の負担額は金九百三十五両余で支出総額の五十三％である。残額七百八十五両余は幕府よりの助成金四百両、助馬を出さずにすべて金納となつた四ツ谷・赤坂両伝馬町よりの金三百兩三分と銀九匁、鞍判馬のうち遠在にあつて役錢を納めるものよりの八十四兩によつて賄われている。しかしこのような各種の助成金も結局は定額的なものであり、人足・伝馬の需要増などによる経費の増加は三伝馬町にかかつて来る。天保十一年から十三年までの平均で、一年間の三伝馬町の御伝馬御用人馬諸掛りは金二千七百四十五兩二分余と増加しているが、助成金総額は前例に殆ど同様の七百八十三兩ほどであつて結局支出総額の七十一％に達する千九百六十三兩余が三伝馬町の負担金となつていたのである。

このように道中伝馬役を支える財政の基本的要素は伝馬町自身の負担金すなわち町内の地主・家持の分担金であつた。第四表は天保十三年に行われた地代、店賃、沽券高の調査に対して高野新右衛門がその支配町について町奉行所に報告した記録により作成したものである。ここではその中より南伝馬町一丁目及び南鞆町を取りあげ、また沽券高などの金額については便宜上、銀及び銭単位で記録されたものと金単位表示の「兩」以下をすべて切り捨てた数値を示してある。従つてそれぞれの金額は実際より低く表示されているわけである。この表を検討してわかるように、道中伝馬役を勤める南伝馬町一丁目の十三人の地主・家持はその地代・店賃収入の約二分の

一を各々の屋敷地の間口に応じて町入用・七分積金・御伝馬入用・家守分給として支出しているのである。それに対して同じ国役であるが、塗師百十五人を提供する役金を支出しなければならない南鞆町の十三人の地主・家持は地代・店賃収入の約三分の一ないし四分の一を町入用・七分積金・家守分給として支出しているにすぎない事実を見ることができよう。

両町の町入用支出額の差と町内の地主・家持の負担額の差がすなわち道中伝馬役負担によるものであることは言うまでもない。この点について、寛政三年に七分積金の制の実施にあたって町奉行所に報告された町費節減見積高調査の記録によつて検討してみよう。まず南伝馬町一丁目については定式入用として

国役朱印証文人馬・賃伝馬其外諸入用。山王明神両祭礼入用御年頭銀。神仏初穂。町年寄晦日銭。名主役料。鐘役銭。白堀浚賃。御組合上水普請割(御普請方御役所入用分)上水町方組合普請入用割合。纏番入用。町内書役給金。書役火事羽織股引等。町内定抱鷲給分。櫓番給分。鷲人足木綿法被股引革類頭巾。自身番入用。芥取捨銭。町内水溜桶入用。町内下水浚入用。

があげられて金百六十四兩二分、銀十一匁九分、錢三百四十九貫六百八十八文を計上し、臨時入用として

山王明神両祭礼御神輿御小休御供物其外諸入用。天王祭礼并神箸社蔵修復入用共。鎮守稻荷社蔵并神箸入用共。纏竜吐水火之見櫓。其外火道具修復共。自身番沓ヶ所・木戸番式ヶ所普請修復疊替并諸雇人足賃。道造入用。下水浚入用。出火之節弁当入用共人足賃銭。捨子捨物倒物并囚人御預ヶ之節并往来口論等之節入用。牢屋敷髪結役剃之節諸入用。町内元書役之者年来相勤老衰仕候ニ付合力。

があげられて金三十兩一分、銀四匁八分、錢八十八貫六百八十文が計上されている。結局町入用総額は金二百六十九兩一分、銀四匁七分五厘に及び、それは一小間(間口一間、奥行二十間)につき銀百三十四匁六分六厘四毛五朱の割合で町内各地主・家持に割当てられているのである。この内道中伝馬役としての負担金は金百十三兩、銀十二匁であつて町入用総額の約四十二%に達している。それに対して南鞆町にあつては、塗師の国役について金七兩三分、銀十二匁のほか南伝馬

一丁目にはば同様の町入用項目が列挙されて、

定式入用金五十九兩二分

銀六匁七分一厘九朱

臨時入用金八兩一分

銀四匁一分五厘二毛四朱

總計 金六十七兩三分

銀十匁八分六厘三毛四朱

が計上されている。町内割付は一小間につき銀四十七匁一分一厘九毛八朱である。塗師の国役に要する費用は町入用総額の約十％にすぎないのである。

このようにして道中伝馬役を勤めるに要する費用の大部分は両伝馬町自身の負担により賄われるものであつた。先きにあげた寛保三年の例に見ればそれは伝馬役運営に必要とする経費総額の約八十五％にも及んでいるのである。従つて他町に比してその町入用総額は大きく、当然に各地主・家持の負担額も大きくなるのであつた。道中伝馬役という役負担はかなり過重なものであつたのである。

(3) 助成制度

道中伝馬役の運営について問題となるのは次の二点であつた。まず第一に伝馬役負担というものが幕府の御役御用を勤めるといふ名譽と格式そして商業に従事する者の多い伝馬町が交通業に關与するという利点を考慮に入れても相當に過重な義務であつたこと。第二に必要な伝馬を確保しておくことの困難である。一般的趨勢として商品的農業生産の發展を主

要因とする商品流通量の増大はより有効な大量輸送の手段としての水運を發達させていた。従つて逆に従来の馬背にたよる陸上輸送機関としての宿駅などは商品荷物の減少と武家荷物の増加とにより収入を減じ、宿馬の減少と助郷負担の過重という現象に早くから苦しむようになっていたのである。¹⁰⁾大坂ほどには水路の發達していない江戸では「馬」はなお市中の重要な交通機関であつたが、それだけにまたこのような一般的な事情に加えて城下都市としての特質から、近在より流入して来る駄賃稼馬の増加と、大八車や牛車の増加が伝馬馬町に対して役勤めをする馬持の疲弊を促進させていたのである。以下このような事情を背景に結局は無償ないしは低く押えられた公定賃錢によつて大量の輸送を担う人足・伝馬を維持しなければならぬという矛盾を根本的には解決することにならなかつたのであるが、伝馬町に対する種々の助成制度について述べてみよう。

(A) 継飛脚給米

御状箱の宿継という最も重要な業務に対する補償として毎年十二石三斗六升宛が両伝馬町に対して継飛脚給米として給与されている。両伝馬町ではその起源を天正十八年と伝えているが確証はない。將軍上洛に備えて東海道各駅に継飛脚給米五十俵を給した寛永十年に近い年にそれを求めるのがあるいは正しいかも知れない。毎年十一月に代官所へ請取手形を提出しその命を受けた豊島郡高田村より受取ることを常例としていたが、都合によつては他村に変更されることもあつたやうで正徳二年には上板橋村より受取つている。給米は両町内にそれぞれ配分されるわけであるが、享保十一年の例にみると六石一斗八升宛に二分したあと、大伝馬町では馬込勘解由に一石一斗二升五合、一丁目家持三十八人に二石三斗二合、二丁目家持三十三人に二石七斗五升三合を配分している。大伝馬塩町は継飛脚の負担をしていないので配分にはあらずからない。一方南伝馬町では吉沢、高野、小宮の三伝馬役人に一石三斗二升五合を、一丁目家持十五人に一石六斗三升三合四勺、二丁目家持十八人に一石三斗九升六合、三丁目家持二十人に二石二升五合六勺をそれぞれに配分している。

ところで寛政九年にこの給米に関する町奉行所の質問に対し両伝馬町は「御伝馬役之者并惣家持共配分頂戴仕、御伝馬入用足金等ニハ不仕候」と答えている。しかしすでに示したように給米代として寛保三年に十二両余、延享元年に十両余が伝馬諸入用を賄うべき収入の一つとして一括計上されている例もある。両様の場合があつたのであろう。なお児玉氏はこの給米により二人位の人足を常に雇用しておくことができたと思われる¹¹⁾と述べている。

(B) 拝領屋敷・拝借屋敷

両伝馬町の地主・家持層の地代・店賃収入を増加させ伝馬役負担の基盤を拡大させようとしたものがこの拝領屋敷と拝借屋敷の給与であつた。

拝領屋敷とは新らたな屋敷地の給与であり、すでに明らかにしたような経過での四ツ谷・赤坂伝馬町の成立がそれである。¹²⁾まもなく直接には両伝馬町の手から離れるのではあるけれどもその時の売買益に加えて助馬提供の義務は継続して屋敷地に附随しており、児玉氏の利用された史料によれば年間四ツ谷より二千二百四十四疋、赤坂より二千百五十六疋分をも確保して伝馬町の負担が大いに軽減されたことは事実である。

しかし四ツ谷・赤坂よりの助馬は必ずしも円滑に行われなかつた。それは交通事情の変化による馬持の減少で馬が集めにくくなつたことと、両伝馬町と四ツ谷・赤坂両伝馬町との連絡が充分に行われにくかつたからである。従つて次第に馬勤めではなく金仕切に改正されて行くのである。四谷伝馬町の場合、年間全負担数二千二百四十疋の内、八百七十二疋分をすでに貞享五年以前に四ツ谷伝馬町新一丁目及び塩町一、二丁目¹³⁾が金三十六両二分で大伝馬町に納めている。そして残る千三百六十八疋分を負担していた四ツ谷伝馬町一、二、三丁目、塩町三丁目も寛保二年以後、金九十一両を納めるようになつていたのである。

赤坂伝馬町については田町四、五丁目が創設当初より代金納であつて三十六両余を負担していたが、享保十一年からは

裏伝馬町二丁目の山屋敷(詳細不明)も金七両の金仕切となつてゐる。従つて表伝馬町一、二丁目、裏伝馬一、二、三丁目、田町一、二、三丁目の八町より千四百十二疋(閏年には千五百三十疋)と田町四、五丁目からの三十六両余、山屋敷からの七両が南伝馬町に対して納めるべきものとなつた。そして明和七年からは前記八町の千四百十二疋分も金百八両一分、銀十四匁三分二厘を納めるようになってゐるのである。

すでにみたように四ツ・谷赤坂両伝馬町からの伝馬助役金は文化八年から八年までの年間の平均で金三百兩三分と銀九匁であつた。これは両伝馬町に対する伝馬助成金全体の三十八%を占め、また伝馬入用総額の十八%を占めてゐる。また天保十一年から十三年までの一年間の平均では同じく両伝馬町の伝馬助成金収入全体の三十八%、伝馬入用総額の十一%を占めてゐるのである。両伝馬町の地主・家持の負担を大幅に軽減するには至つてゐないけれども重要な財源であつたことが知られるのである。

一方、拝借屋敷の給与は元禄十六年に行われた駕籠車助役(D項参照)停止の代償を求めべく宝永元年十一月以来、三伝馬町が共同して行つた拝借金の申請に対して行われたものである。同二年町奉行所より六か所で四千四百兩相当の上り屋敷を与える旨の回答があり、五月には神田旅籠町二丁目で八百兩相当の上り屋敷、浅草新旅籠町内で二百八十兩、元柳原六丁目内で百五十兩、都合三か所の屋敷の拝借が許可された。七月になると本町四丁目内の二千五百兩相当の上り屋敷を初めの金高には不足するが受取るか、他に上り屋敷があるまで待つかを返答するように指示があり、結局それを受けて都合四か所の屋敷地を拝借しそこから上る地代を受取ることになつたのである。すなわち総計四千百八十兩分に相当する屋敷地四か所より地代金二百四兩五分、銀三十三匁五分五厘の収入を得て、その内の町役入用と家守給分を差引いた残額金百一兩二分を両伝馬町に五分の四、小伝馬町に五分の一の割合で配分し伝馬助成金とするものである。その後、享保三年九月には元柳原六丁目内の屋敷地が御用として召上げられて佐久間町続きに、また享保十七年には浅草旅籠町の屋敷

地が類焼して召上げとなり諏訪町通りにそれぞれ代地を与えられている。ただこの代地は「不繁昌之処」であつて、土地の借用者がなく、三伝馬町で借屋を建て店賃収入を得るようにしている。しかしこれらの地代、店賃収入は減少の傾向にあつた。延享二年の記録をみると地代、店賃収入は金百二両三分、銀九匁七分五厘であつて屋敷地拝領当初より金百一両、銀四匁七分五厘も減少していると記されている。先きにみたこれより二年前の寛保三年の例をみると両伝馬町分の地代店賃収入は金八十三兩一分、銀六匁九厘であつてやはり創設当初の半分に近いこの金額は、この年の両伝馬町に対する伝馬助成金全体の三十三%ほど、そして伝馬入用総額の五%ほどになつている。

その後、明和七年に同じく伝馬役助成のため三伝馬町が三俣埋立地ほかの普請の請負いをした際にその資金の一部とするためにこの拝借屋敷地は沽券地とするように命ぜられて二千八百廿五兩余で売払われている。(次項参照)

(c) 金銭の貸与及び下附

いろいろな助成制度の中で伝馬町に対する最も直接的な伝馬助成策は金銭の貸与及び下附であつた。その内の主要なものについて次にみることにしよう。

<1>

まず延宝二年三月の三伝馬町合せて錢二万五千貫文の借用についてみよう。同年正月に両伝馬町は次のような願書を提出している。

乍恐書付差上申候

今度新錢拝借御訴之書上

佐久間善八 高野新右衛門

吉沢 主計 小宮善右衛門

一大伝馬町南伝馬町我々四人之者共、御入国以来時付之御状箱并御伝馬人足大分之御役支配仕来、召仕之手代共相抱無滯昼夜共ニ相勤申候、就夫身体不罷成候ニ付、六年以前ニ新銭座之義申上候処ニ、呉服所江被仰付候由ニ而拙者共江も不被仰付候故、其以後御訴訟ニも不罷出候、此度御訴訟申上候ハ只今御蔵ニ新銭大分御座候由承及候、右之新銭大伝馬町江壹万貫文、南伝馬町江壹万貫文、我々四人之者共ニ五年之間拜借被仰付被下候も、右式万貫文之家質差上候而五年目ニ金壹両ニ付四貫文之積ニ致金子上納可仕候、此御影を以永ク御役儀支配仕度奉願候、右之趣御慈悲ニ被仰付被下候も難有可奉存候、以上

延宝二年寅正月廿一日

御奉行所様

大伝馬町 佐久間 善八

南伝馬町 高野新右衛門

同 吉沢 主計

同 小宮善兵衛門

すなわち伝馬役助成のため六年前に新銭座の請負を出願したが許可されなかつた。その新銭が現在御蔵に大分あるとのことであるから、是非両伝馬町に対して二万貫文貸与されたい。屋敷地を担保として差出し、五年目に金五千両（金一兩につき銭四貫文の割合で）を返済する条件としたいというわけである。別に小伝馬町からも同様の出願があつたかと思われるが、この出願は受理されて三月になると一年に金二百五十両ずつ十年返済ということで両伝馬町に対して一万貫文ずつ、小伝馬町に五千貫文が貸与されている。そして南伝馬町では一万貫文のうち、まず吉沢、高野、小宮の三人が千六百六十六貫六百六十六文ずつの配分を受け、残額を一丁目十七人、二丁目十二人、三丁目二十一人の地主・家持がその屋敷地の間口の大小に応じて配分を受けている。例えば一丁目内の半兵衛は五間口で七十八貫九百八十五文、権兵衛は七間口で百十貫五百八十一文、仁左衛門は十四間口半で二百二十九貫六十四文である。実際には金一兩につき銭四貫四百四十文の割合で三谷三九郎へ売渡し、千四百二十四両を得てそれを名主以下五十四人の家持に対して家質を取つて貸渡し利金によつて年々の返済分に充るという方法を取つている。また実際に担保となつた屋敷地は各町内三か所沽券高千二百五十兩に相当する所で都合九か所三千七百五十兩分であつた。延宝三年十二月には第一回目として両伝馬町より二百五十兩が返

済されている。皆済は四年遅れて元禄元年であつた。

なお延宝二年五月には五街道他の諸駅に対して錢の貸与が行われており、三月の江戸伝馬町のそれと合せて貸与額は十四万千七百貫文であつたといふ⁽¹⁴⁾。江戸伝馬町の新錢拝借願が契機となつたらしいが新錢流通を促進させようといふ意図も含められていたようである。⁽¹⁵⁾

〈2〉

元禄十二年四月に行われた三伝馬町への合せて金五千兩の貸与は元禄九年頃から行われていた伝馬町の要請に答えるものであつた。初めは江戸に出入する商品に対して馬一駄につき錢三文宛の口錢を荷主方より徴収すること、また近年その数が増加して馬持の稼ぎを脅やかしている大八車の持主から一か月に人足一人を出させることを許可されたいということであつた。しかしこの出願は認められず、代りに両伝馬町に対して二千兩ずつ、小伝馬町に対して千兩あわせて五千兩の貸与が行われたのである。南伝馬町は二千兩のうち三分の一を名主三人が、三分の二を町中がそれぞれの所持地の割合によつて配分している。そしてこの場合にもやはり家屋敷を担保として差出して保証としている。すなわち南伝馬町の地主・家持の拝借金千三百三十三兩一分、銀五匁一厘に対して、一丁目源太郎、二丁目宗鑑、三丁目五郎右衛門の三軒合せて時価金千三百七十五兩二分に相当する家屋敷を担保にしているのである。もし返済金上納が遅延したりしたならば何時でもその値で五人組が買取るかあるいは召上げの処分を受けてもよいと約束している。また同様のことは三人の名主も行つており、高野新右衛門は金二百二十二兩、銀十三匁三分三厘の拝借金に対して南伝馬町二丁目西側にある拝借金額に相当する表京間二間半、裏行町並の家屋敷を担保としている。三伝馬町からの第一回の返済は規定の五百兩に対して元禄十三年十二月に二百兩のみであつた。そして十年賦返済の期限も二年間延長され正徳元年十二月に皆納となつている。正徳二年正月十八日には御金蔵より借用証文が返却され、同廿日に町奉行所より消印を受けさらに家質証文の返却を受けている。

〈3〉

享保十八年に行われた貸与は次のようのものであった。同年三月両伝馬町より町奉行所に対し差出された訴状は伝馬町の窮状を幾分誇張した筆致で次のように伝えている。近年諸色高色となり地借店借の者達の地代店賃の支払いも滞りがちで家持共も差詰つて来ている。従つて人馬雇賃銭などの伝馬諸入用も充分でなく町内の馬持共も困窮して馬飼料も減少し町内の役馬が衰弱して御役先でけがをする仕末である。また先年の日光御社参という大御用をはじめ近年は御鷹御用、御鉄砲御用、新田御検地などの新規の御用も増加して家持共の困窮はことのほか甚しいものである。三十五年前の元禄十二年の例にない両伝馬町へ二千両ずつ合せて四千両の拝借を願いたいというものである。

この訴状は三月二十三日に月番の大岡越前守へ、翌二十四日には稲生下野守へも提出されている。二十八日になると奈良屋方へ伝馬役人一同が呼びだされ、昨二十七日の御内寄合の評議の結果として当分の間拝借銭は許可しがたいが伝馬町の場合は格別である。窮状を再度詳細に申告するようにとの指示を受けている。そこで両伝馬町は翌四月品川宿に問合せ、品川宿の拝領物等を比較対照させながら窮状を訴え、相当の家質証文を差出した上で四千両を二十年賦返済の条件で借用したいと再度の出願をしている。結局七月になり両伝馬町に対し出願の半額である二千両、小伝馬町へは七百五十両が十年賦返済の条件で貸与されている。南伝馬町の場合をみると拝借金千両のうち四十両を諸入用に差引き、残る九百六十両の三分の一を名主三人に、三分の二を一丁目家持九人、二丁目家持十五人、三丁目家持十七人に配分している。十年賦返済の規定であつたから寛保三年完納のはずであるが、二年後の延享二年に至つても両伝馬町は八百両、小伝馬町は三百両の残額があり、そのまま次の拝借願いの運動が起されている。皆済の年は不明である。

〈4〉

延享三年に行われた三伝馬町への金銭の貸与はこれまでのものと形態を異にしている。

——(略)——先年道中筋江為御救為賦助金宿々之御料所を代官様、私領を御地頭江御請取被成其所々有徳成者江御預ケ被成、其利金を以其宿々為助之年々被下置候、其節兩伝馬町江ハ右御救無御座候、此度右賦助金例格を以御金九千兩江戸内有徳成町人共之内江家質二而御預被仰付被下置候ハハ、此利金凡六分之勘定を以卷ケ年ニ金五百四拾兩宛ハ上納可仕候、右五百四拾兩宛を年々兩伝馬町江永々被下置候様奉願上候(以下略)

これは延享二年正月に兩伝馬町が町奉行に差出した訴状の一部である。すなわち先年諸宿に対して取られた方法と同様にして金九千兩を江戸府内の有徳なる町人に貸付け、年六分五百四十兩の利金を上納させそれを兩伝馬町へ下付して欲しいという要請である。同年七月には三伝馬町より、寛保三年、延享元年、同二年六月までそれぞれの伝馬入用収支(第三表)について三伝馬町家持の出費が多なることの報告があり、九月にはそれらの調査を経て町奉行より三伝馬町に対して六千兩の貸付金のあることの内示があつた。そして十二月に申渡された内容は次の通りである。

すなわち町年寄三人の所で現在までに家質を取つて江戸市内諸所へ貸付をしている者の中から五千二百七十兩分の家質証文、貸付残金五百三十兩、貸金を受けて利金を滞つている柳原岩井町安九郎の二百兩相当の屋敷地、都合六千兩を貸与する。はじめの五年間は六分の利金をそのまま給与し、六年目すなわち宝暦元年から明和七年までの二十年間に毎年三百兩ずつの割合で元金を返済することというものである。はじめの五年間に毎年三百六十兩、次の廿年間は毎年六十兩の収入増加を江戸市中の町人の負担によつて期待できることになつたのである。翌延享三年正月、三伝馬町は町年寄奈良屋抜いで千九百七十兩相当の屋敷地の家質証文と家守証文を十三通、それに金三十兩、樽屋抜いで二千兩相当の屋敷地の同様の証文四通、喜多村抜いで千五百兩相当の屋敷地の同証文四通と金五百兩を受取つている。そして第五表にみるように三伝馬町それぞれに配分しているのである。大伝馬町千三百四十五兩分、南伝馬町分千三百六十兩分、小伝馬町千兩分、三伝馬町共有千七百六十五兩分であり、別に金五百三十兩もまた三伝馬町に配分している。規定の利率は年六分といふこ

第5表 延享3年三伝馬町請取家質証文

	借主	間口		借付金	利	借付時期	扱い
		表	裏				
大伝馬町請取分	二葉町表通	勝助	イ 19.45	15.3	700	元文 2. 2	タルヤ
	本芝入横通	久次郎	イ 4.22	11.05	45	延享元. 12	奈良ヤ
	小伝馬上町代地	八右衛門	イ 6.051	10.03	150	寛保 3. 6	キタムラ
	本湊町2丁目	七郎兵衛	イ 5.3	17.075	150	寛保 3. 12	奈良ヤ
	本所柳原1丁目	金四郎	キ 8.265	15	150	元文 5. 5	奈良ヤ
	北新大川端	くら	キ 5	20	150	寛保 2. 7	奈良ヤ
					10	150	寛保 2. 7
				1,345			
南伝馬町請取分	浅草諏訪町	吉郎兵衛	イ 9	14	500	元文 5. 12	タルヤ
	米沢町1丁目	五郎作	イ 3.43	13.1	230	寛保元. 12	奈良ヤ
	柳原岩井町	三右衛門	イ 9.1	22.45	100	元文 5. 5	奈良ヤ
	本芝2丁目	長右衛門	イ 3.03	22.57	100	元文 3. 12	奈良ヤ
	赤坂表伝馬町	藤五郎	キ 5	12.075	150	寛保 3. 12	奈良ヤ
	神田九軒町代地	吉左衛門	イ 5.164	21.15	100	寛保 3. 12	奈良ヤ
	宇田川町	清右衛門	キ 4	24.484	180	延享 2. 10	奈良ヤ
				1,360			
小伝馬町請取分	本石町4丁目	庄之助	キ 8	20	600	元文元. 12	タルヤ
	神田浜松町	七左衛門	イ 10.358	16.197	200	元文 4. 7	キタムラ
	浅草諏訪町	佐次兵衛	イ 6	12.2	200	元文 2. 2	タルヤ
				1,000			
三伝馬町持分	柳原岩井町中通	安九郎	イ 12.075	9.319	200	元文 5. 5	奈良ヤ
	北新堀町	又右衛門	イ 5	16.25	850	延享 2. 7	キタムラ
	本郷1丁目	藤右衛門	キ 3.06	16.2	135	寛保 3. 12	奈良ヤ
	銀座3丁目	佐兵衛	キ 3	20	280	延享 2. 11	奈良ヤ
	本八丁堀4丁目	宗仙	イ 4	20	300	寛保 3. 6	キタムラ
				1,765			

とであるが、実際にはそれ以上であつたよう
で、大伝馬町と小伝馬
町については不明であ
るが、南伝馬町の受取
つた七通の家質証文は
すべて七分半から九分
という利率となつてい
る。もしすべてに平均
八分の利金を取つたと
すると最初の五年間の
三伝馬町の収入は四百
八十両、次の二十年間
のそれは百二十両増収
ということになる。
このようにして江戸
市中の町人の負担によ
り伝馬町は収入の増加

をみたわけであるが返済は円滑に行われなかつたらしい。返済の開始は宝暦元年の予定であつたが、琉球人参府についての大御用があつたために猶予を願い出て翌二年からとなつてゐる。そして同九年までに南伝馬町分については金八百七十二兩二分、銀十三匁余が返納されている。一年遅延したとして明和八年には皆済となるはずであるがこの後返済がどのように行われたかは全く不明である。

予測通りならば返済期間廿五年をすぎても以後助成金を願出する必要はなくなつたはずであるが、明和七年には次項に述べる新しい助成金獲得の方法として三俣築立地の普請がすでに開始されているのである。そしてその関係史料はこの貸附金返済について全く触れていないのである。尚詳細は不明であるが三伝馬町の伝馬役人は天明元年三月に八百兩、十二月に四百兩の貸附金を年一割の利足、十年賦返済という条件で引請てゐる。

〈5〉

安永七年より毎年四百兩の助成金を受けるようになった経緯は他の例にくらべて特色のあるものである。明和六年十一月、三伝馬町の伝馬役人は次のような訴状を町奉行所に提出している。すなわち宝暦十四年（明和元年）の朝鮮使節来聘前後の御用、琉球人帰国の人馬御用、明暦二年の日光法会の諸御用等このところ伝馬御用繁多であり、しかも大伝馬町が宝暦十年、明和三年両度の類焼にあつて伝馬町の困窮は甚しい、このたび元禄年間に行われていた貸駕籠と大八車の助役の件について問合せがあつたけれども、もし復活の意向があれば伝馬役助成のため是非とも三伝馬町へ許可されたい。その代り貸駕籠・大八車助役が停止された代償として与えられた四か所の拝借屋敷は返上し、場合によつては買取つてもよいというものである。町奉行所としては猿江御材木蔵内堀浚、大川御船蔵前出洲浚、大川三俣埋立の三土木工事を何等かの助成を与えることによつて請負せよとの意向で調査を開始していたところで、結局次のような条件で三伝馬町はこれを請負うこととなつた。

すなわち拝借屋敷四か所を沽券地として売払い四千三百兩を得、質屋組合の上納金を毎年九百五十兩宛明和七年より向う八年間に計七千六百兩下附願い、総計一万兩余によつて前記の土木事業を完成させる。その代償として三伝馬町に対して質屋組合上納金の内より安永七年から毎年四百兩宛を伝馬役助成として給与するというものである。

三伝馬町は通塩町家主半十郎、鉄炮町次兵衛店和助らに請負わせて明和七年十月工事に着手し、安永元年十月に完成させている。実際は見込違いが大幅にあり二万六百六十六兩二分の出費をみている。これに対し拝借屋敷の売払代金は二千八百二十五兩、質屋上納金七千四百九十六兩二分と見積りを下廻り、差引一万三百四十五兩の不足金が出てしまったのである。これは結局伝馬役人以下が家屋敷を売払つたり他より借金をして埋合せたがこの借財を返済するため安永六年には南籙二朱銀一万兩を幕府より借用している。十年賦返済、三分二厘の利足は二年間の内に上納することという条件であったが完納は寛政九年となつている。従つてこの期間質屋上納金四百兩の下附は伝馬役助成としての実質的意義を失つてしまつていた。これより先、天明八年には質屋上納金は廃止となり寛政元年からは幕府の金蔵より直接に四百兩宛下附されることになつた。この後文化九年儉約令が出されて同十三年までの五年間は、二割八十兩を削減されているがその後も年々四百兩宛の助成をうけており少くとも天保十四年まで継続されている事実をみる事ができる。

伝馬役助成のための金銭の貸与と下附について主要な五例を取りあげて述べて来た。いずれも小伝馬町と合せて行われて来た助成であつたが、ここで両伝馬町分に限り整理をしてみると次の通りになる。

- 〈1〉 延宝二年 二万貫文貸与、十年賦返済、四年延引皆済
- 〈2〉 元禄十二年 四千兩貸与、十年賦返済、二年延引皆済
- 〈3〉 享保十八年 二千兩貸与、十年賦返済、二年以上延引、皆済年不明
- 〈4〉 延享二年 四千八百兩貸与、廿年賦返済、一年以上延引、皆済年不明

〈5〉 安永七年 三百廿兩、毎年下附

これらの金銭が具体的にはどのように両伝馬町の助成となつていたであろうか。明確には知り得ないが、第五例の三伝馬町に対する年間四百兩の給附金は先きにみた文化六年から八年までの一年平均の伝馬入用諸掛りの二十三%、同じく天保十一年から十三年までの平均では十四%を占めている。また第一例から四例までの借入金については、第四例を参考としていずれも、もし年五分ないし一割の利息を生むべく運用されていたとするならば、第二例の場合に二百兩ないし四百兩という利息を生んで第五例の給附金とほぼ同様な役割を果していたかと思われる。しかしいずれにしても返済期限を破つているし、安永七年以後の三伝馬町への年間四百兩給与にしてもそれを得るためにはその前に拝借屋敷を売払い、また南鐐二朱銀一万兩を十年賦で借用するというように、これら一連の貸与、給附の金銭が根本的な伝馬役助成とはなり得ていないことは事実なのである。

(D) 牛車・大八車等の規制

伝馬町にとつて、特に役勤めをする馬持達にとつて鞍判をうけない近在遠在の馬持が江戸へ流入して来ることも問題であつたが(伝馬町に対する助成制度の一つとしての鞍判制度とそれに伴う種々の問題点については別稿に詳述したい)牛車や大八車など他の交通機関の発達もまた駄賃稼ぎの場をせばめられ、その結果として伝馬役運営に支障を来すというところで関心を寄せないわけには行かない問題であつた。

牛車が江戸市中で用いられ始めたのは寛永年間であつた。「御府内備考」にのせられた芝車町起立由来⁽¹⁶⁾によると、寛永十一年の増上寺安国殿普請、同十三年の市ヶ谷見付土橋普請のために京都より呼ばれた牛持がそのまま居付いて、同十六年に芝高輪の車町が開かれ市中の交通機関の一翼を担うことになつたという。また車町の開かれる以前にすでに四ツ谷木挽町、金杉牛之尻、大伝馬町塩町⁽¹⁷⁾などで家業を営んでいたといい、その活動は馬持達にとつて穏やかならぬものであつた

らしい。一方、大八車についても「御府内備考」によると諸説があるが少くとも江戸に関する限り明暦三年の大火後に市中に普請の盛んとなった事情に依じて生みだされたものであつたらしい⁽¹⁸⁾。

こうして早くも万治三年には日比谷二丁目九右衛門ほかの馬持から南伝馬町の高野、吉沢に対して訴状が出されている。市中に牛車や大八車が多くなったために馬の荷物が奪われて迷惑している。牛車につける荷物と馬につける荷物を區別するなどの対策を進めて欲しいというものである。経過は不明であるけれども延宝九年の同様の訴状によるとこの要請は入れられて一度は牛車との荷物分けが決められたらしいが、すぐに守られなくなり再度の要請が行われている。馬持達のこのような要求を受けながら伝馬町は様々な伝馬助成策を再三願ひ出ている。長崎の代物替⁽¹⁹⁾や江戸附込みの商品荷物から口銭を取ること⁽²⁰⁾の出願なども含めて、大八車の持主から伝馬町へ助人足を出させること、馬と車の荷物分けをすることなどの出願である。これらの運動の結果、元禄十三年八月になつて町触れが出され江戸市中の大八車と貸駕籠に三伝馬町より極印を押し口銭を取ることが許可されるようになった。貸駕籠はこれまで禁止されていたが、同年七月に老人、病人、女、小児に限り許されるようになったものである。極印の担当は日本橋より北が大伝馬町と小伝馬町、南が南伝馬町であつた。元禄十四年六月に

町方にて令所持候大八車当分遣ひ不申由ニ而極印不請、又々極印請之候而も遣ひ不申由ニ而賃銀不出之、其外車屋より有之売車極印無之紛敷相聞候条、惣而右之類向後伝馬町名主共方々封印ヲ請置入用之節々伝馬町江相断へし、右之趣猥ニ無之様可相守候

という町触が出されるような不法行為もあつて極印賃の未進もかなり出たが伝馬町はこの制度によつてかなりの助成を得ることになつた。極印賃は大八車一輛につき一か月銀一匁、貸駕籠一挺につき一か月銀三分であつたが、元禄十三年九月より十二月までと同十四年あわせて、三伝馬町は大八車二千二百三十九輛の極印賃銀二十六貫八百六十八匁、駕籠三千六百十二挺の極印賃銀十三貫三匁二分、合計四十九貫七百一匁六分、金にして八百二十八両一分、銀六匁六分、実際には二

割近くの未進があつたので四十一貫五十三匁二分、金にして六百八十四両、銀十三匁二分の収入を得ているのである。⁽²¹⁾ 天保年間の例であるけれども三伝馬町の伝馬入用は平均して年間二千五百両位であるから(第二表)その四分の一を賄うる金額である。なお元禄十五年九月より十一月までに同じく大八車二千二百九輛で六貫四百五十六匁、駕籠千二百七十挺で銀七百五十九匁二分の極印賃収入を得ている。しかし元禄十六年十一月に起つた地震と火災を契機として江戸では諸運上が免除されて、大八車・貸駕籠の役銀もこの中に加えられて同年十二月に停止されることになりわずか三年半しか継続しなかつたのである。その後宝永二年にこの代償として借錢を申請しその結果江戸市中で四か所の拝借屋敷を得たことは先きに述べた通りである。

大八車の抑制についてはこの後も何回か取りあげられている。享保十二年には大八車数を千両に規制すること、寛保四年正月に極印賃の制度を復活することを出願している。⁽²³⁾ また寛延元年には本所柳原二丁目家主瀬兵衛店伝兵衛が江戸市中の大八車から一か月に永銭十六文を徴収する代りに伝馬十疋宛を出すことを町奉行所に願ひ出ているが、この時にも伝馬町はもし許可されるなら伝馬町へと申し出ている。⁽²⁴⁾ 明和末年にも猿江・大川・三俣の普請請負いに関係して大八車の助役銀が問題となつている。これらはいずれも許可されずそのままとなつた。

ところで牛車についてはあまり積極的な方策は取られていない。先きに触れたように積み荷の区別を協定するという位の方法が取られているにすぎない。しかし馬と同様の形態を取つた時すなわち荷鞍をつけた牛の駄賃稼ぎについては積極的な動きが示されている。例えば文化年間に起つた問題は次のようなものであつた。

文化五年五月、山の手の判頭一同(音羽町・長十郎、大久保・市兵衛、中野・今右衛門、中里・権右衛門、落合・文右衛門、新町・清右衛門、判頭とは鞍判をうけた馬持の代表者である)は伝馬町に対して次のように申し入れている。すなわち近年山の手の諸商人が共同で車を作り、自分荷物を運びはじめた上に駄賃稼ぎをする荷附牛が多くなつて駄賃荷物の

減少した馬持が困窮している。御伝馬助役が取続かなくなるので是非とも諸商人の手引車と荷附牛を禁止するように取はからつて欲しいと言ふものである。三伝馬町は手引車は御伝馬のことに関係しないとして文化七年三月になり荷附牛の江戸府内での駄賃稼ぎを禁止するよう町奉行所に訴えている。文化八年四月、九年二月と再度の訴状提出の結果ようやく九年三月に牛持の名前を提出するようにと町奉行所より指示があつた。伝馬町の提出した調書によると駄賃稼牛は、関口水道町家主伝十郎・四疋、柏木成子町文治郎店治兵衛・一疋、同町久兵衛店次郎右衛門、同町金八店甚左衛門、同佐助、同町与八店源六、同所淀橋町家主新兵衛・各一疋宛、同淀橋町家持源兵衛・二疋、高田村百姓長左衛門・八疋、同所家持仁兵衛、角筈村百姓庄右衛門、中野村百姓十郎兵衛店松五郎・各一疋宛とあつて総計二十三疋、文化五年の時よりも三疋増加している。この結果三月二十三日町奉行所においてまず町方居住の八人について荷附牛の江戸稼禁止の指示があり、八人の牛持より次のような一札が伝馬町に対して入れられている。

一札之事

一私共儀牛ニ荷鞍附江戸駄賃稼仕、在馬稼之差障り御伝馬方御差支ニ相成候ニ付、御差止之儀被仰立候趣ニ而今日私共被召出段々御吟味奉請一同奉恐入候、是迄不相弁江戸稼仕候儀も全心得違ニ付、以来急度相止メ牛之儀も農業方江売渡候様可仕候間、此段被仰立可被下候、右之趣御聞濟被成下候上も猶又本証文御取被成下候段被仰聞承知仕候、為其一札差出申処仍如件
文化九申年三月廿三日(八人連名略)

一方、在方居住の四人に対しては勘定奉行より同様の指示があり、その内の三人は得心したが角筈村庄右衛門のみは鞍判馬同様に一年三疋の助役を勤めるからこれまで通り駄賃稼ぎを認めて欲しいとして承知しなかつた。特例として認めてはどうかとの町奉行所の指示に対して伝馬町は再度反対をし、八月には、

——(略)——荷附牛之儀、駄賃馬を売買引競候得も凡馬之価半金ニ而飼料も半掛りニ有之、其上荷物も馬老駄之重サを拾貫目程多く

格別馬方々余分之益ニ相成候ニ付、近来牛持共相増、既ニ先達而中々馬持之内ニ而荷附牛ニ渡世替仕候程之儀ニ有之、此上庄右衛門儀御役馬為相勤牛江荷鞍置自分商ひ物附送り為致候而々馬持共も右之振合ニ成行可申哉、左候々次第二江戸廻之駄賃馬数減少仕、若大御用等有之節御差支ニも罷成可申哉（以下略）

という訴状を提出して強硬に反対している。この要求は入れられて庄右衛門に対しても江戸府内での駄賃稼禁止が申渡されることになった。伝馬町自身も認めている様に馬に比べてはるかに経済性のある牛の利用を押えることは無理だったのである。文化十四年には芝高輪車町でも問題が起つている。

一札之事

一私儀御当地不案内ニ而所持之牛江荷鞍置、酒式駄白銀台町六丁目家持万屋八右衛門方江附送り候途中御改ニ逢、既ニ荷鞍御取上御奉行所江申立可被成旨被申聞、今般一言之申訳無之驚入申候、依之私并大崎口判頭万右衛門、万屋八右衛門俱々種々御詫申入候得々此度之儀を御承知被下忝存候、然ル上々以来牛江荷鞍置江戸稼を勿論自分荷たり共決而附申間敷候、万一此後右体之儀仕候ハ、私を勿論加印之者共一同何様御取計御申立被成候共、其節一言之儀申間敷候、為後日一同連印一札仍如件

文化十四年十二月朔日

高輪車町家持

山口徳右衛門

五人組

常右衛門

白銀台町家持

万屋万右衛門

南伝馬町鞍判御改御出役衆中

右の史料にみるように「江戸稼を勿論自分荷たり共決而附申間敷」として高輪車町牛持徳右衛門は南伝馬町に対して詫状を提出しているのであるが、こうした取締りはおそらく牛持の駄賃稼が特に目立った時にのみ行われたのであろうかと思

江戸両伝馬町の道中伝馬役運當

(六七)

六七

われる。この後文政十一年に至つてもなお車町は百四十二疋の牛を所有しているのである。⁽²⁵⁾

ともかくこのようにして伝馬役運営に支障を来さないように、むしろできうれば積極的な助成策になるようにというところで牛車や大八車の規制、あるいは貸駕籠をも含めて極印賃を獲得する方法などが考えられたわけであるが、いずれも伝馬町とその配下の馬持達の思い通りには実施されなかつたのである。

四 む す び

江戸両伝馬町は江戸城下町の一部として、公用の交通及び通信の機能を果すものとして成立した。徳川氏の旧領に關係をもち、あるいはまた江戸土着の有力者であつた両伝馬町の名主は伝馬役人をも兼ねて、江戸草創名主の筆頭グループにあつてその由緒を誇つていたが、道中伝馬役の運営は彼等と町内の地主・家持達、より実際的には定使と人足・伝馬の請負人が中心となつて行つていた。当初ほど伝馬町内居住の馬持が多いことにみるように、元来は地主・家持層の所持地の間口割の出資によつて維持された両伝馬町内抱置の人足・伝馬により道中伝馬役が果されたのであろうが、次第により広い範囲から特に「馬」を集める必要が起つていた。そこで行われたのが寛永年間の四ツ谷・赤坂伝馬町の開設と承応年間の鞍判制度の創設であり、前者では毎年一定数の助役馬（後にすべて代金納となる）を得ることになり、後者では公定賃錢で雇いあげることのできる伝馬を増加させたのである。しかし特定の町が無償あるいは低く押えられた公定賃錢で大量の人足・伝馬を提供しなければならぬという伝馬制度は終始同一の矛盾から離れることができなかった。すなわちそれは人足・伝馬需要量の増加に反してとくに伝馬を確保することの困難になつて行く傾向である。それは舟運、大八車、牛車などの他の交通機関の発達と、城下町としての江戸へ流入して来る多くの近在の百姓馬（自己消費の物資の輸送もあつたが、多くは国元の産物を江戸へ附込み、帰りに江戸問屋の荷物を運んで駄賃稼ぎをするものであつた。そしてそれは多

くは代金納となつた年貢納入のためのものであつたらしい。などにより伝馬町へ役勤めをする馬持の稼ぎの場が減少したためであつた。そのため一方では無判馬取締りによる鞍判制度確保の努力が行われ、他方では伝馬町に対する金銭の貸与や下附などの助成が行われたがそれらも結局は根本的解決策とはならなかつた。両伝馬町の提供した人足・伝馬数は極めて多くそれに要する費用は年間二千両といふところであつたが、その五割ないし八割位までが国役負担金として両町内の地主・家持層の直接の負担となつていた。それは彼等の地代・店賃収入の半分ほどにも及んでおり他の国役負担の町のそれと比較してかなり過重なものであつた。幕末の元治元年には両伝馬町の出費が文化年間に比べて三年平均で二千五百九十両余も増加しているの、以後五年間（明治元年まで）助人馬金として年間千六百五十両ずつ江戸府内の惣町地主へ間口割で上納させるといふことが決定されたのもこうした矛盾が最後まで解決されていなかつたことのあらわれである。ともかくこのようにして両伝馬町によつて道中伝馬役という国役が果されたのであるが、一般の宿駅にみられるような甚しい疲弊が起らなかつたのは大伝馬町の木綿店に代表されるような両町の商業の中心地域としての発展にあつたのであろう。

(附記)

「撰要永久録」及び高野氏関係の史料については都政史料館において閲覧させて戴いた。記して謝意を表します。

註

(1) 江戸伝馬町の成立過程について、拙稿「江戸両伝馬町の成立過程及び機能」(「慶応義塾志木高等学校研究紀要第一集」所収)参照

(2) 国役とは主として技術労働を提供するものであり、公役とは役夫を提供するものであるが、その本質的相違点については

充分に説明されていない。三浦俊明「江戸城下町の成立過程」(「日本歴史」一七二号所収)参照

(3) すでに児玉幸多氏が伝馬町に対する助成制度の面から道中伝馬役について研究されている。(「江戸伝馬町の助成制度」〈学習院大学政治経済学部研究年報六〉所収)、本稿を草するにあたって同論文から多くの教示を得ている。

- (4) 「日記言上之扣」都政史料館蔵
- (5) 児玉氏は前掲論文において「助馬制度」と表現されているが、四谷・赤坂伝馬町が助馬を提供する場合と区別してこのように名付けたい。
- (6) 町奉行の支配下にあつて日傭稼をする者に対して役銭を徴収し、日傭札を発行する。無札者は日傭稼をできなかった。寛文五年に設置され寛政九年に廃止された。請負人はしばしば変つてゐる。南和男「日傭座の研究」(「日本歴史」一二六号所収)
- (7) 寛政元年江戸の通日傭人足請負人は百九十四人あつた。この年に仲間組合を結成している。児玉幸多「近世宿駅制度の研究」二百九十一ページ
- (8) 各々の具体的事例については、拙稿、前掲、参照
- (9) 児玉、前掲論文
- (10) 古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」中井信彦「江戸時代中期における陸上交通の一断面」(史学三四―一所収) 参照
- (11) 児玉、前掲論文
- (12) 拙稿、前掲、参照
- (13) 児玉、前掲論文
- (14) 「蔵有院殿御実紀」
- (15) 「東京市史稿・産業篇第七卷」七十四ページ
- (16) 「御府内備考」卷九十七(大日本地誌大系本第四卷二百八十九ページ)
- (17) 大伝馬町塩町、行徳塩の陸揚げされることで駄馬に野菜を積んで来た近在の者が交換に塩を運んで帰つたので岡附塩町という俗称があつた。(「中央区史」上巻百三十ページ) こうした所に牛車が進出したのである。なお塩町は元来大伝馬町内で後に独立して一町となつたものらしい。伝馬役は負担している。
- (18) 「御府内備考」卷九十七(大日本地誌大系本第四卷二百九十五ページ)
- (19) 長崎代物替、貞享元年に幕府は金銀の流出を防ぐために長崎貿易を制限し、清国人には銀六千貫目、オランダ人には三千貫目に限ることとしたが、その制限外にも銅をもつて支払う貿易を許した。これを代物替という。江戸商人伏見屋四郎兵衛の発案したもので両伝馬町は銀高一千貫目分の端物・荒物・薬物類の代物替の許可を求め、代りに普請人足を二百人宛毎日差出すこと、長崎の町人へ年に銀五千枚を与えるという条件を示したが許可されなかつた。(児玉前掲論文による) なお「御伝馬御用書留目録」(都政史料館蔵)にも次の一項がある。
- 元禄九年子三月
一 両伝馬町名主町人願於長崎異国人毎年持来候代物商売仕残荷物持帰申候端物荒物薬物之類両伝馬町名主町人共江銀高千貫目自分代物替ニ調并諸客奉願候、被仰付候ハ、御普請小屋二人足式百人宛毎日差上長崎町人江銀子千枚毎年助成ニ可仕訴状扣
- (20) 「御伝馬御用書留目録」によると、元禄十年閏二月、十二年九月、十三年四月に大八車の助人足役を求めることなどと合

せて、江戸附入・附出しの商売荷物について壹駄につき二文ないし三文の口銭を取ることの許可を求めている。また十四年十一月、十六年四月、同十月には諸国から送つて来た諸売物の諸問屋での年間売上高を調査して売上高十両につき口銀六分ないし一匁を荷主より取することを認めてもらえれば毎年五百両を上納するという訴状を出している。

(21) (24) 児玉、前掲論文、松村安一「江戸に於ける大八車」

〔経済史研究〕二十七・三・六

(25) 「御府内備考」巻九十七(大日本地誌大系本第四卷二百九十五ページ)

(26) 拙稿、前掲、参照

(27) 「藤岡屋日記」(「東京市史稿・市街篇第四十七巻、五百一十二ページ」)

(追記)

「都政史料館」は現在改組されて「東京都公文書館」となっている。